

第9章 首都直下地震発生時の気象庁本庁業務継続計画

第1節 総論及び本庁における業務継続計画

第1項 計画の目的及び構成

1 背景及び目的

平成17年9月に中央防災会議が決定した首都直下地震対策大綱に、首都直下地震発生時において国の中枢機能が損なわれることのないよう、中央省庁において業務継続計画を定めることが記載された。これを受け、平成19年6月には、内閣府より首都直下地震への対応を中心とした中央省庁業務継続ガイドラインが提示されるとともに、国土交通省本省においては国土交通省業務継続計画が策定された。

これらの動きに鑑み、気象庁においては、従前からあった業務継続に関する各関連規定等について内容の見直し追加等を行い、内閣府ガイドラインや国土交通省の計画とも整合させ、首都直下地震により本庁が被災した場合においても適切・確実かつ継続的に業務を執行することを目的に、「首都直下地震（東京湾北部地震）発生時の気象庁本庁業務継続計画」を平成20年3月に策定した。

平成23年3月に発生した東日本大震災では、各地の気象官署が実際に被災し、業務継続に関する様々な経験や課題が蓄積された。これらの経験と課題を踏まえ、平成25年10月に「首都直下地震（東京湾北部地震）発生時の気象庁本庁業務継続計画」を改訂した。

平成26年3月に、首都直下地震対策特別措置法（平成25年法律第88号）第5条第1項の規定に基づき、首都直下地震が発生した場合に首都中枢機能の維持を図り、国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小化することを目的とした、業務継続に係る政府の方針や省庁横断的な事項等を定める政府業務継続計画（首都直下地震対策）が策定された。

このことを踏まえ、気象庁においては、政府業務継続計画（首都直下地震対策）に基づく気象庁本庁業務継続計画の見直しを行い、「首都直下地震発生時の気象庁本庁業務継続計画」を策定した。

今後も、実際の災害への対応や訓練等を踏まえ、継続的に計画を見直していくことが必要である。

2 構成

本計画は「総論及び本庁における業務継続計画」、「本庁庁舎での業務遂行不能時の業務継続計画」、「事前準備」、「教育、訓練、計画の見直し」の4節で構成する。

第2項 業務継続の基本方針

1 基本方針

気象庁は、次の点を最も基本的かつ重要な使命ととらえ、これらを実現するために必要な各種業務の継続性を確保することを基本方針とする。

- ・ 防災関係省庁、地方公共団体等の防災機関が行う防災対応や国民の自主的防災行動に資するための情報（以下「防災気象情報」と総称する。）を適時・的確に発表し、防災関係省庁、都道府県等の防災機関に伝達するとともに、これらの機関を通じて市町村に提供し、並びに市町村や報道機関等を通じて住民に提供することにより、災害による被害の防止・軽減を図ること。（気象庁防災業務計画第1編第3章より）

2 計画の適用範囲

当計画は想定する首都直下地震が発生した際に本庁、本庁の業務を遂行する際に関連する各管区気象台の活動に適用する。

なお、実際の被害発生時には、想定とは異なる事象が発生することが考えられる。その場合は、本計画を基本として臨機応変に対応することとする。また、首都直下地震以外の地震で本庁が被災した場合においても準用する。

3 計画の運用、検討体制

本計画は気象庁本庁災害対策要領に定める災害対策本部等により運営されるものとする。当計画の内容の見直し等の検討については気象庁危機管理推進本部により行われるものとする。

4 職員の行動原則の基本的な考え方

首都直下地震が発生した際、職員一人一人が取るべき行動の原則は以下の通りとする。

○職員本人及び家族の安全の確保、安否の確認を第一とする。その上で、本庁に参集が可能な職員は、所属長と連絡をとりつつ気象庁本庁へ参集する。

なお、本庁において食料、飲料水が不足するおそれがあること、交通の復旧状態によっては再度の帰宅が困難になるおそれがあることに鑑み、本庁参集の際は、各自食料飲料水等を持参するなど、本庁内で数日間は自立できるような用意を心がける。

第3項 想定災害と被害想定

本計画において想定する災害の状況及び被害については、基本的には政府業務継続計画（首都直下地震対策）、国交省業務継続計画での想定と同等とする。

具体的な想定内容について表－１に示す。

本庁庁舎での各業務については、想定被害を踏まえて１週間後（発災８日目）を目安としつつ、復旧状況を踏まえて、順次再開していくものとする。

表－１ 業務継続計画における想定被害

想定地震	首都直下地震（震源：都心南部直下 M7.3）、虎ノ門周辺では震度６強を観測
発災状況	執務者が少ない例として、日曜日の夕方６時を想定。 執務者が多い例として、平日の夕方５時を想定。
公共交通機関被害	地下鉄の運行停止は、１週間継続する。ＪＲ及び私鉄の運行停止は、１か月継続する。 主要道路の啓開には、１週間に要する。
本庁庁舎被害	庁舎自体に大きな損傷はなく、庁舎内部の設備等も大きな被害はない。ただし、庁舎使用不能となる場合も想定。
庁舎内ライフライン被害	電 気：１週間商用電源ダウン。自家発電機での対応。 電 話：１週間商用電話回線の不通 携帯電話：輻輳により１週間程度つながりにくい。パケット通信は大幅な遅配の可能性があるが使用可能。 通 信 網：概ね通信機能は維持される。 ただし、敷地内通信線管路の断裂の可能性があるが、本庁庁舎より基盤通信網、インターネットアクセス不能となる場合も想定。 上 水：１週間使用不可 下 水：１か月間使用不可 ガ ス：１か月程度使用不可。

第４項 継続すべき非常時優先業務の項目

本項では、非常時優先業務の選定における考え方、災害応急対策業務と一般継続優先業務として整理した業務のそれぞれの概要について記載する。

１ 非常時優先業務の考え方

気象庁防災業務計画第２編第２章第２節「災害時等における業務の優先順位」において、災害発生時における業務毎（地震・火山業務、予報業務、気象観測業務、地球環境・海洋業務）に、優先順位を定めている。

また、大規模地震・津波災害応急対策対処方針では、緊急災害対策本部に対して指定行政機関等から提供する情報として被害の規模等に関する情報等の基礎情報、被害情報等の現場情報が求められており、そのうち、気象庁に対して表－２の通り地震に関する情報及び気象情報の提供が求められている。

表－２ 首都直下地震時に提供すべき地震及び気象情報

情報種別	情報項目	内容
基礎情報	地震に関する情報 地震の概要	①地震等の情報（震源・震度に関する情報、推計震度分布、地震活動の見通し等） ②地殻変動関連情報 ③その他（地震活動図、発震機構等）
	（地震調査研究推進本部の活動状況※）	（当該地震に関する総合評価）
	津波に関する情報 津波警報等の発表状況	大津波警報・津波警報・津波注意報発表状況等
	津波の発生状況	発生状況
	気象情報 警報等の発表状況	①特別警報・警報、②気象等の情報（台風情報、大雨情報等）
	気象概況	気象観測データ
	観測監視施設に関する情報	①観測監視システムの被害状況、②応急措置

「大規模地震・津波災害応急対策対処方針（中央防災会議 令和４年６月）」別表より抜粋

※大規模地震・津波災害応急対策対処方針では、地震調査研究推進本部の活動状況については文部科学省が緊急災害対策本部に対して提供するものとしているが、地震調査研究推進本部の活動については気象庁も大きく運営に係わっていることから、本表に掲載した。

本計画においては、首都直下地震発生時に優先して実施する業務について上記の災害時等における業務優先順位等を参考にしつつ、整理した。整理した結果について表－３、表－４に各部における非常時優先業務を示す。整理にあたっては、実際に発生した首都直下地震に関連して気象庁が実施すべき災害応急対策業務と国民の生命・安全の維持、権利や財産の保全等のために継続的に実施することが必要な一般優先業務に分類し、表－３に災害応急対策業務、表－４に一般優先業務を、それぞれの影響の重大性から勘案した復旧目標時間毎に分けて整理した。

なお、影響の重大性の評価に当たっては、表－５に示す評価基準を用いることを基本とする。

表－3 災害応急対策業務

復旧目標時間	気象・地震情報等の作成・発信	情報基盤の管理	庁内外との対応	管理事務
1時間	<ul style="list-style-type: none"> ・地震津波監視及び緊急地震速報(警報)、津波警報等・地震津波情報等発表(首都直下地震に係るもの)【V】 ・緊急参集チーム、政府災対本部資料作成等【V】 ・被災地に係る一般気象予報・警報の発表【V】 	<ul style="list-style-type: none"> ・地震活動等総合監視システム、火山監視情報システム等の緊急点検【V】 ・潮位データ総合処理装置の障害状況確認及びバックアップ運用【V】 ・気象庁情報システム基盤、アデス、アデスサブシステムの緊急点検及びバックアップ運用【IV】 ・気象レーダー、アメダス(地上)等観測システムの緊急点検及びバックアップ運用(状況に応じて)【IV】 	<ul style="list-style-type: none"> ・気象庁災害対策本部設置・運営【IV】 ・緊急参集チーム、政府災対本部対応【IV】 ・報道、一般広報対応【IV】 	<ul style="list-style-type: none"> ・安否確認【IV】 ・庁舎管理業務【IV】 ・電気施設、空調設備、給排水設備の運転管理【IV】 ・エレベーターの運転管理(閉じこめ対応等)【IV】 ・ガス設備の点検【Ⅲ】 ・帰宅困難者対応の開始【Ⅲ】
3時間	<ul style="list-style-type: none"> ・航空気象業務の実施状況把握【IV】 ・地震活動・発震機構解析【Ⅲ】 ・民間気象業務支援センターからの気象情報の発信【Ⅲ】 	<ul style="list-style-type: none"> ・気象庁ホームページの運用・管理【IV】 		<ul style="list-style-type: none"> ・電話設備の点検及び運用管理【Ⅲ】
6時間				
12時間		<ul style="list-style-type: none"> ・観測網緊急点検(強震域の地震計、震度計)業務【Ⅲ】 	<ul style="list-style-type: none"> ・地震調査研究推進本部(地震調査委員会含む)対応【Ⅲ】 	
1日間				
2日間				
3日間	<ul style="list-style-type: none"> ・地震機動観測班の派遣【Ⅲ】 			
1週間				

* 復旧目標時間は各業務において最短の復旧時間を記載したものであり、色分けされている影響の重大性レベルは記載した復旧時間におけるレベルである。

赤:影響の重大性レベルV……影響極めて大 桃:影響の重大性レベルIV……影響大
 橙:影響の重大性レベルⅢ……影響中 緑:影響の重大性レベルⅡ……影響小
 青:影響の重大性レベルⅠ……影響軽微

表－4 継続すべき一般優先業務

復旧目標時間	気象・地震情報等の作成・発信	情報基盤の管理	庁内外との対応	管理事務
1時間	<ul style="list-style-type: none"> ・地震活動、地殻変動、津波の監視及び緊急地震速報(警報)、津波警報等 ・地震津波情報(首都直下地震以外の地震に係るもの)、東海地震に関連する情報、南海トラフ地震に関連する情報、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関連する情報等の発表【V】 ・火山活動監視・噴火警報・航空路火山灰情報等発表【V】 ・一般気象予報・警報に関する業務【IV】 		<ul style="list-style-type: none"> ・国会対応業務【V】 ・本BCPが想定している災害以外の緊急事態(自然災害以外の災害を含む)に対する危機管理業務【V】 	
3時間	<ul style="list-style-type: none"> ・気象レーダー、アメダス(地上)、ウィンドプロファイラ等各種観測の実施、成果の配信等【IV】 ・数値予報ルーチン【IV】 ・衛星データ処理ルーチン【IV】 ・航空気象観測(AIMOS.ALISに関するもの)の実施、成果の配信等【IV】 	<ul style="list-style-type: none"> ・気象レーダー、アメダス(地上)、ウィンドプロファイラ等の運用管理・監視【IV】 ・潮位・波浪観測施設等の運用監視等【IV】 ・スーパーコンピュータシステムの維持・運用管理【IV】 ・各航空気象観測施設(AIMOS.ALISに関するもの)の運用管理・監視【IV】 	<ul style="list-style-type: none"> ・潮汐・波浪観測におけるデータの収集・配信【IV】 	
6時間	<ul style="list-style-type: none"> ・空港気象ドップラーレーダー、雷監視システム等各種観測の実施、成果の配信等【III】 	<ul style="list-style-type: none"> ・空港気象ドップラーレーダー、雷監視システム等各航空気象観測施設の運用管理・監視【III】 		
12時間	<ul style="list-style-type: none"> ・航空気象監視・予報【III】 	<ul style="list-style-type: none"> ・地震活動等総合監視システム、火山監視情報システム等の維持・運用管理【IV】 ・行政情報ネット、気象データ交換動作環境の整備・管理及びセキュリティ管理【III】 	<ul style="list-style-type: none"> ・気象業務に係る国際協力業務【III】 	
1日間	<ul style="list-style-type: none"> ・波浪の解析、予測【III】 ・高潮の予測(台風接近時)【III】 			
2日間	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模油流出時の流出油漂流予測【III】 			
3日間		<ul style="list-style-type: none"> ・気象資料提供システムの運用管理【III】 		<ul style="list-style-type: none"> ・人事業務【III】
1週間				<ul style="list-style-type: none"> ・物品及び役務等の調達等【III】 ・経費、収入の予算、査定【III】 ・会計事務システムの管理【III】 ・給与等の支払い【II】

表－５ 「影響の重大性」の評価基準

影響の重大性		各業務の開始・再開が遅れることに伴う 代表的な影響の内容
I	軽微	<ul style="list-style-type: none"> ・社会的影響はわずかにとどまる。 ・ほとんどの人は全く影響を意識しないか、意識してもその行政対応は許容可能な範囲であると理解する。
		<p>(旧記載)</p> <p>その時点で復旧していなくても目立った支障や不便はなく、社会的影響はわずかなレベル</p>
II	小さい	<ul style="list-style-type: none"> ・若干の社会的影響が発生する。 ・しかしながら、大部分の人はその行政対応は許容可能な範囲であると理解する。
		<p>(旧記載)</p> <p>その時点までに復旧しないと、若干の社会的影響があるレベル（復旧準備を始める必要が生じるレベル）</p>
III	中程度	<ul style="list-style-type: none"> ・社会的影響が発生する。 ・社会的な批判が一部で生じ得るが、過半の人はその行政対応は許容可能な範囲であると理解する。
		<p>(旧記載)</p> <p>国民生活上の不便、法定手続きの遅延、契約履行の遅延など、社会的な影響が発生するレベル</p>
IV	大きい	<ul style="list-style-type: none"> ・相当の社会的影響が発生する。 ・社会的な批判が発生し、過半の人はその行政対応は許容可能な範囲外であると考ええる。
		<p>(旧記載)</p> <p>その時点までに復旧しないと、法令違反、重要な法定手続きの遅延、先方損害が大きい契約履行の遅延を起こることが予想されるレベル</p>
V	甚大	<ul style="list-style-type: none"> ・甚大な社会的影響が発生する。 ・大規模な社会的批判が発生し、大部分の人はその行政対応は許容可能な範囲外であると考ええる。
		<p>(旧記載)</p> <p>その時点までに復旧しないと、人命、深刻な安全・治安の問題、大多数の被災者困窮などの甚大な社会的影響が発生するレベル</p>

注) 地震発生に起因する社会への影響をもって「影響の重大性」を測るのではなく、各時間区分までに行政対応が開始・再開できなかったことによる影響を評価すること。

2 災害応急対策業務

(1) 体制の立ち上げ（災害対策本部設置、緊急チーム対応、各支援班等）

1) 参集

災害発生時の参集については、第1編通則編第2章「災害時等における本庁内の体制と指揮系統」第3節第2項、及び、付録「気象庁本庁非常災害対策要員参集要領及びその運用方針」等を基本とし参集を行う。

参集にあたって、上記第1編第2章第3節第2項の記載の通り、非常災害対策要員が参集するまでの間、大気海洋部、地震火山部の現業班長は職員の安全を確認の上、現業職員に対し適宜適切に指示を行い、防災気象情報の作成・発表の継続にあたることとする。また、参集が困難な者は、その旨を迅速に各課室長等に連絡し、各課室長又は代理指名を受けた者は、非常参集できた職員の中から、適宜必要業務の実施にあたることを指示する。なお、その際に各部及び総務部内各課室間をまたがる指示を行う場合は、気象庁災害対策本部等（場合によっては総務課又は企画課防災企画室）において調整を図る。

2) 安否確認

第1編通則編第2章「災害時等における本庁内の体制と指揮系統」第3節第3項を基本とし安否確認を行う。

第1編第2章第3節第3項の通り、各官署において職員と家族の安否、庁舎及び宿舍の被災状況、出勤の可否の情報等を収集の上、とりまとめ、報告する。

3) 災害対策本部の設置等

第1編通則編第2章「災害時等における本庁内の体制と指揮系統」第3節第1項、第2項、付録「気象庁災害対策本部等要綱」及び「気象庁災害対策本部等要綱実施細目」により気象庁災害対策本部等及び事務局各支援班を設置し、各部の体制を確立する。

第1編第2章第3節第1項、第2項の通り、気象庁は首都直下地震発生時には非常体制をとり、本庁各部においても非常体制とする。

4) 緊急参集チーム対応

第1編通則編第4章「関係行政機関等に対する対応」第1節「緊急参集チーム会議」により気象防災監、随員、連絡要員は官邸に参集する。また、気象庁は緊急参集チーム協議に必要な一連の地震・津波情報、推計震度分布図、気象情報等の情報を提供する。

(2) 情報の発表（各地震関連情報、被災地の気象情報等）

1) 緊急参集チーム対応

第1編通則編第3章「情報の作成及び発表」第4節第1項を基本とし、緊急参集チームへの情報提供を行う。なお、本庁業務が代行されている

場合には、代行官署から情報提供を行う場合がある。

(大気海洋部)

気象リスク対策課は、被災地の気象の現況と見込み、気象等に関する警報等の発表状況等について、官邸危機管理センターに派遣している連絡要員（気象庁リエゾン）宛に送付する。なお、気象リスク対策課担当職員が緊急参集するまでは現業体制で対応する。

(地震火山部)

緊急参集チームや災害対策本部会議における気象庁からの発言、提供資料を用意し、官邸危機管理センターに派遣している連絡要員（気象庁リエゾン）宛に送付する。

2) 報道対応・広報業務

第1編通則編第3章「情報の作成及び発表」第4節、第5節及び第2編事例別対応編第1章「地震・津波災害対応マニュアル」第1節第1項4、5を基本として報道対応、部外関係機関への対応を実施する。また、気象庁ホームページに特設ページを設ける等、各地震関連情報や被災地の気象情報等の一般の方への情報提供に努める。この場合、外国語による情報提供にも努めることとする。

(大気海洋部)

事象発生後、予報課・気象リスク対策課担当職員が緊急参集するまでは現業体制で対応し、それ以降は緊急参集した予報課・気象リスク対策課担当職員が対応する。また、地震による災害の応急対策や避難体制の検討など防災関係機関にとって必須である気象等に関する警報等、天気予報等の提供継続に努める。

(地震火山部)

地震火山現業は首都直下地震の活動を監視し、緊急地震速報（警報）、緊急地震速報（予報）、地震情報等を発表する。

管理課、地震津波監視課及び地震火山技術・調査課は震度分布図や津波注意報等の発表状況、業務の縮退状況等について、報道機関等に提供する資料を作成する。また、首都直下地震の震源、その他解析の結果について、報道機関等に提供する資料を作成する。

(3) 情報基盤設備点検、復旧対応

(情報基盤部)

情報政策課職員は、民間気象業務支援センターの気象情報の配信業務の状況の把握、本庁各部との配信に関する調整を行う。

情報通信基盤課（データネットワーク管理室を含む）職員は、直ちに本庁の情報通信ネットワークの被災状況を確認するとともに、清瀬・大阪間との情報共有のため、緊急連絡用衛星電話など可能な限り情報通信手段の

確保に努める。また、情報通信システム、国内基盤通信網その他の情報通信施設の緊急点検を実施し、被災状況を取りまとめるとともに復旧対応を開始する。

(大気海洋部)

気象監視・警報センターは、観測施設や観測システム（航空関係を除く）の緊急点検を実施し、被災状況を取りまとめるとともに復旧対応を開始する。また、必要に応じて気象レーダー観測処理システム、アメダスデータ等統合処理システム、高層風分析システム、高層気象観測データ統合処理システム、についてバックアップシステムへの切り替えを行い、業務を継続する。

予報課航空予報室は、航空関係の観測施設や観測システムの緊急点検を実施し、被災状況を取りまとめるとともに復旧対応を開始する。また、必要に応じて航空統合気象観測システム、航空気象実況データ収集処理システム、空港気象ドップラーレーダー観測処理システム、雷監視システムについてバックアップシステムへの切り替えを行い、業務を継続する。

観測整備計画課は、緊急参集した職員で気象資料提供システムの緊急点検を実施し、被災状況を取りまとめるとともに復旧対応を開始する。

環境・海洋気象課は、潮位・波浪の観測施設及び観測システムの緊急点検を実施し、被災状況を取りまとめるとともに復旧対応を開始する。また、必要に応じて、潮位データ総合処理装置についてバックアップシステムへの切り替えを行い、業務を継続する。

業務課は、観測船による緊急時対応（被災地への物資輸送等）に関する調整・指導を行う。

(地震火山部)

地震火山現業は地震活動等総合監視システム（EPOS）、地域地震情報センターデータ処理システム（REDC）、火山監視情報システム（VOIS）、火山灰情報提供システム（VAFS）及びテレメータの緊急点検を実施し、障害が発生していれば復旧対応をとる。

地震火山技術・調査課は首都直下地震の強震域に設置している地震計、震度計の緊急点検を実施する。障害が発生していれば、地震津波監視課が必要に応じて現地に地震機動観測班を派遣し、復旧対応をとる。また、地方公共団体等からデータの提供を受けている場合は、それらの被害状況を確認し、対応を検討する。

(4) 施設基盤点検、復旧対応
(総務部)

P F I 事業者側で庁舎の緊急的な点検、電気設備、空調施設、給排水設備の運転管理、エレベーターへの閉じこめ対応等の各種の施設の緊急的な管理業務を実施する。中央管理室に常駐する警備員は、火災表示盤もしくは職員からの火災通報により火災を確認した場合、消防署へ通報するとともに、庁内への避難放送を行い、初期消火にあたる。

(5) 帰宅困難者対応

(帰宅困難者対応班)

発災直後においては、庁舎管理室、P F I 事業者と連携し、庁舎内来訪者の状況確認と一時退避場所への誘導、入館規制、庁舎内の移動制限を行う。

庁舎建物・設備の安全確認後、周辺の被災状況、公共交通機関の運行状況、港区からの要請などを踏まえ、施設管理者（総務課長）が帰宅困難者一時滞在施設開設の可否を判断する。開設可能な場合は、付録「帰宅困難者受入対応マニュアル」に従い、庁舎管理室、支援救護班、P F I 事業者と連携し、一時滞在施設の設営、庁舎内来訪者の誘導、滞在希望者の受付、食料・毛布などの備蓄物資の提供、情報収集・提供による帰宅支援などの対応を行う。

3 一般優先業務（各部）

(1) 情報の発表（全般気象情報、全国の地震活動監視情報等）

(大気海洋部)

気象監視・警報センターは、台風情報、全般海上予報・警報等、航空予報室は、空域気象情報等、国民の安全を確保する上で重要な防災気象情報の発表の継続に努める。また、報道機関へ各地で観測された雨量、風速、気温等の資料を提供するとともに実況と今後予想される天気経過について解説する。

環境・海洋気象課は、潮汐・波浪観測におけるデータの収集・配信とともに、高潮・波浪の監視・予測情報を作成・提供し、高潮・波浪の特別警報・警報発表の支援を行う。また、大規模な油流出事故が発生した際、海上保安庁の要請にもとづき、一週間程度先までの流出油の漂流予測結果を、政府の非常災害対策本部等へ提供する。緊急参集時には、官邸危機管理センターへの参集員に随行する。

(地震火山部)

地震火山現業は東京管内を含む全国の地震活動を監視し、緊急地震速報（警報）、緊急地震速報（予報）、津波警報等、地震情報、津波情報を発表する。

また、南海トラフ沿い及び日本海溝・千島海溝沿いの地震活動並びに南海トラフ沿いの地殻変動を監視し、異常を検知した場合は地震火山技術・調査課長に連絡し、必要に応じて地震火山技術・調査課職員の緊急呼び出しを行う。状況に応じて東海地震に関連する情報、南海トラフ地震に関連する情報、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関連する情報を発表する。

さらに、本庁が担当する火山の火山活動を監視し、噴火警報(居住地域)、噴火警報(火口周辺)、噴火警報(周辺海域)、噴火予報、降灰予報、火山ガス予報、火山情報を発表する。

東京航空路火山灰情報センターが担当する区域(国外を含む)の火山の火山灰を監視し、航空路火山灰情報等を発表する。

(2) 情報基盤設備運営維持

(情報基盤部)

情報通信基盤課(データネットワーク管理室を含む)は、情報通信システムの被災状況の把握に努め、必要に応じて代替経路を確保する。

(大気海洋部)

観測整備計画課は、観測施設や観測システム等の緊急点検、運用監視、運用管理を行い、被災状況の把握に努め、必要な措置を講じる。

環境・海洋気象課は、沿岸防災情報(高潮・波浪)及び流出油漂流予測情報の作成・提供用システムの状況の把握に努め、必要な措置を講じる。

業務課は、観測船の状況の把握に努め、必要な措置を講じる。

(地震火山部)

地震火山部関係課室は、観測施設やEPOS、REDC、VOIS、VAFS及びテレメータの運用監視、運用管理を行い被災状況の把握に努め、必要な措置を講じる。

(3) 施設基盤運営維持

(経理管理官)

- ・経費、収入の予算、査定に関する業務

緊急に要する経費に関する対応、復旧経費の確認・取りまとめ、関係省庁との調整作業等を実施する。

- ・会計事務システムの管理に関する業務

会計事務システムの被害状況の把握に努め、運用の確保を図る。

(総務課調達管理室)

- ・物品及び役務等の調達に関する業務

復旧に係る修理や緊急調達などと並行して、通常の契約業務の継続に努める。

・ 給与等の支払いに関する業務

給与支給の遅延に伴う社会的影響を回避するため、支払業務の継続に努める。

(人事課)

人事・給与関係業務情報システム及び標準共済システムの稼働状況の把握に努め、必要な措置を講じる。

第5項 災害時における業務継続のための体制と対応事項

発災直後より時系列に各部局における実施事項を整理した。全体の流れの概略を図—1に示す。また、初動（発災後概ね2時間）に係るシナリオについての概略（平日の17時発災を想定）を図—2に示す。以降の構成はⅠ発災直後、Ⅱ発災後1～3時間、Ⅲ発災後24時間以内、Ⅳ発災後2～3日目以降の4つの時間帯に分けて整理した。

図-1

業務継続の全体シナリオ

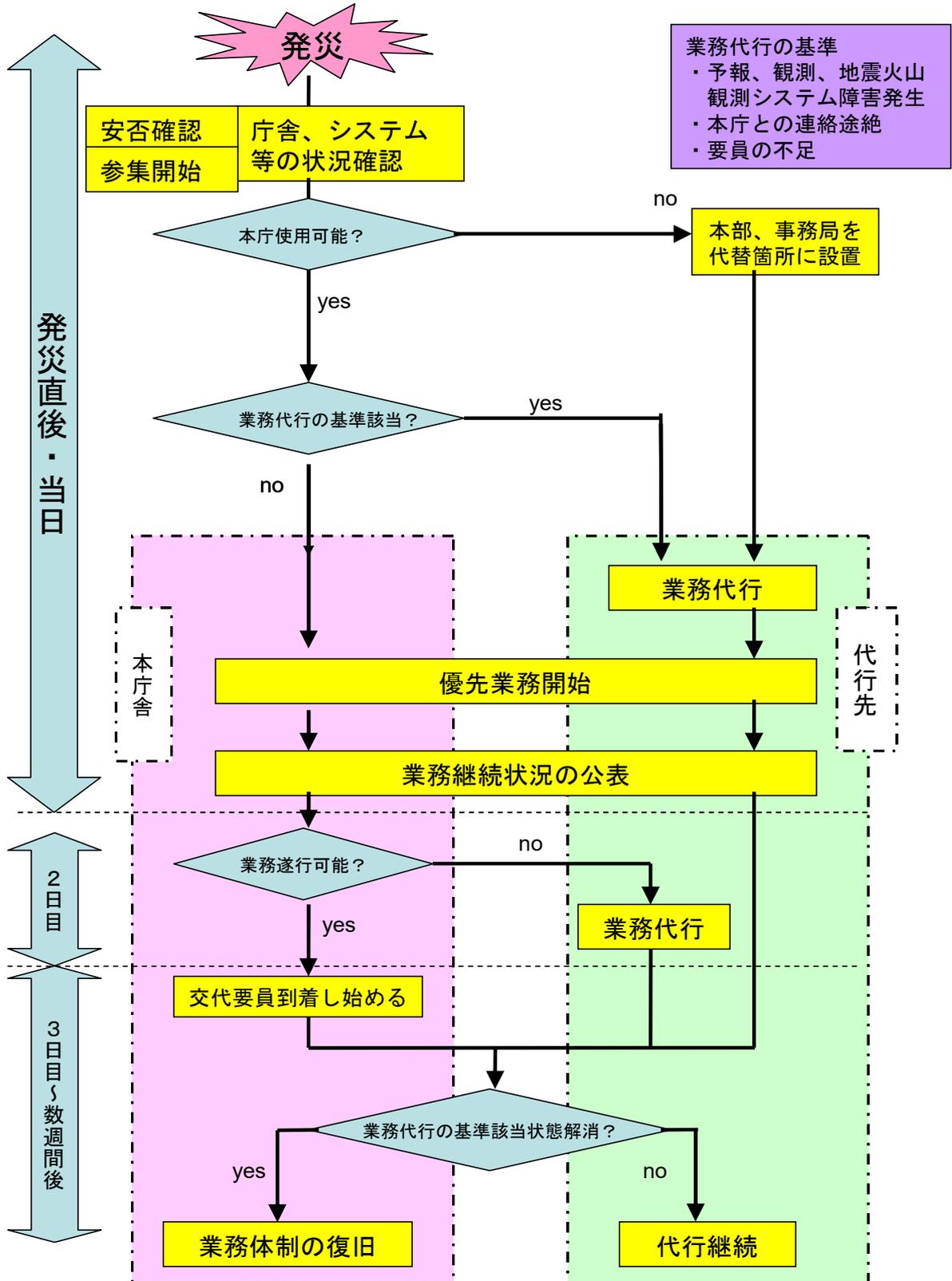


図-2

業務継続の初動に係るシナリオ



I 発災直後

1 職員の安否確認

(1) 安否確認システムによる確認

災害対策要領第1編通則編第2章第3節第3項「安否確認」により、各部署は、安否確認システムその他の方法で職員及び家族の安否を確認し、人事課まで報告する。人事課は、職員の安否についてとりまとめ災害対策本部へ報告する。

安否確認システムによる安否確認については、「安否確認システムの整備について（平成20年8月15日付総務課・人事課・企画課発事務連絡、平成23年4月19日付事務連絡一部改正）」に基づき、付録「安否確認システム実施要領」により実施する。

なお、家族の安否確認方法については、災害伝言ダイヤル「171」等の利用も含め、個々の職員において、平時から家族間で確認しておくようにする。

2 本庁庁舎の状況の把握、庁舎使用の判断

第2節2(1)に従って本庁庁舎の状況を把握し、事務局長は本庁庁舎使

用の可否を判断する。

本庁庁舎が使用可能と判断した場合、気象庁災害対策本部事務局（総括班）は、「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画（中央防災会議幹事会）」に基づき、救助・救急、消火活動等のため、また、職員の安全確保のため、一斉帰宅を抑制する必要があることから、首都直下地震発生後 72 時間を目安に、職員の庁舎での待機に努めるものとする。

ただし、本庁庁舎が使用不能と判断した場合、または虎ノ門庁舎地震被災判定システムにおいて「危険」と判定された場合、気象庁災害対策本部事務局（総括班）は、速やかに職員を庁舎から退避させる。

3 業務遂行、代行の判断

(1) 状況の把握

(情報基盤部)

気象庁情報システム基盤（地震活動等総合監視システム（EPOS）搭載の基盤を除く）、気象情報伝送処理システム（アデス）やそのサブシステム、及び国内基盤通信網の稼働状況を確認する。当該システムの状況について、情報通信基盤課システム運用室（東京都清瀬市）及び大阪管区气象台通信課において全国を監視する。

情報通信基盤課システム運用室は、国内基盤通信網等の状況を把握し、その結果について本庁内各部現業と情報を共有する。

各現業は、現業作業用機器の動作状況を把握する。

(大気海洋部)

気象監視・警報センターは、レーダー気象観測業務、地上・地域気象観測業務、高層気象観測業務、シビアストーム監視班による情報発表業務等の実施に必要なシステムの運用状況を把握する。

予報課航空予報室は、航空気象観測業務の実施に必要なシステムの運用状況を把握する。

環境・海洋気象課は、潮位・波浪の観測施設及び観測システムの運用状況の把握、沿岸防災情報（高潮・波浪）及び流出油漂流予測情報の作成・提供用システムの状況把握を行う。

業務課は、観測船の状況把握を行う。

(地震火山部)

地震活動等総合監視システム（EPOS）、地域地震情報センターデータ処理システム（REDC）、火山監視情報システム（VOIS）、火山灰情報提供システム（VAFS）の稼働状況、地震波形等のデータの入力状況及び気象情報伝送処理システム（アデス）との通信状況等を把握する。

また、上記に加え、各部各現業に負傷者等がなく、各業務を実施できる体制を維持できているか把握する。

(2) 要件との照査

(情報基盤部)

国内基盤通信網の途絶等により、本庁（清瀬庁舎を含む）に設置した中樞システムが他の気象官署から利用できない状態となった場合、2中樞化されているシステムについては、情報通信基盤課システム運用室の指示に基づき定められた手順に従って気象官署の端末の接続を第2中樞に切替えて、本庁以外の業務継続を図る。

(大気海洋部)

気象監視・警報センター及び航空予報室は、システム障害等の原因を特定し、その障害復旧が見込めない場合は、代行業務に移行するか判断する。

環境・海洋気象課は、潮位データ総合処理装置の運用状況を把握し、その障害復旧が見込めない場合は、バックアップシステムに運用を切り替えるかを判断し、業務継続に必要な措置を講ずる。

(地震火山部)

地震や津波、南海トラフ沿いの地殻変動及び火山活動の監視が可能か評価する。

大津波警報・津波警報や噴火警報（居住地域）、地震津波火山情報等の発表及びオンラインでの提供が可能か評価する。

それぞれ困難と思われる場合は速やかに業務継続に必要な措置を講ずる。

また、上記に加え緊急連絡用衛星電話の庁舎内の配線が切断された場合には「緊急連絡用衛星電話持出しマニュアル」に従い、通信手段を確立するよう努める。

(3) 代行の判断

(1)、(2)の結果に基づき、各業務の代行判断責任者は代行を行うかどうか直ちに判断し、代行を行う場合は代行官署への指示等必要な措置をとる。

確実な代行判断を可能とするため、代行判断責任者にはあらかじめ代行者を決めておくこととし、また連絡が取れない場合には現業者が判断して

事後報告を行うこととする。詳細は第2節の3に記述する。

また、虎ノ門庁舎地震被災度判定システムにおいて「危険」と判定された場合は、速やかに庁舎から避難する必要があるため、本庁業務代行官署は業務代行を開始する。

4 職員の参集

(1) 参集範囲の判断

勤務時間外に発災した際には、非常時優先業務の遂行、又はその準備のため直ちに職員の参集が必要となる。

気象庁本庁では、非常災害対策要員及び各部の対策要員に対し、貸与した携帯電話を活用した「緊急参集システム」により、地震発生後ただちに参集要請を行う。

本計画において、参集要員は非常災害対策要員及び本庁より20km圏内に居住する職員とし、参集要員は想定地震の発災時に本庁へ参集することとする。これは、発災時には公共交通途絶が想定され、参集方法として徒歩参集が基本となるが、20km以上の距離を徒歩で参集するのは非常に困難であると想定されること、参集の可否については本人の被災状況、近隣地域の状況、途中の道路状況等の不確定要素を含むことから非常に確実性が低いこと、発災時に必要となる人員数は対策要員のみでは不足する可能性が高いこと等から、できる限り多くの職員の参集を必要とするためである。なお、参集不足の場合には、基本的にはあらかじめ定めた優先度の高い業務から実施するが、場合によっては他官署へ代行を依頼するなど、状況に応じて臨機応変に対処する。

なお、政府の緊急参集チームの自動参集基準に該当する場合は、気象防災監、随行者、連絡要員（リエゾン）は遅滞なく官邸に参集する。

20km圏域外に居住する職員は、安否報告の後交通機関が停止している場合は、連絡が取れるよう留意して、自宅等に待機し災害対策本部の指示を待つこととする。待機の間は、自宅周辺での地域貢献（被災者支援、地方公共団体への協力等）に取り組むことが望ましい。

状況によって本庁以外の他の官署又は施設に登庁し業務を行うことも想定し、各職員は災害対策本部の指示に従って行動する。

(2) 参集方法

各職員は参集時には交通に関する情報を収集し、公共交通機関が停止している場合は徒歩による参集を行う。状況により自転車等を利用する。参集にあたっては、津波警報等の情報も収集し、道路や周辺の状況に注意するなど、参集途上の安全確保に留意しながら参集するものとする。また、参集後しばらく帰宅できない可能性があることも考慮して、可能な限り食

糧・衣類等を準備のうえ参集する。

なお、各職員は事前に参集ルートについての踏査を実施し、情報を整理した地図を整理しておく。また、被害状況によって代替ルートを確保するため、複数の参集ルートを想定しておく。

(3) 本庁到着時の行動

本庁に到着した際には、その旨各課室の担当者に報告し、本部の指示に従い優先業務に従事する。

(4) 要員の交代

気象庁においては防災気象情報の切れ目無い発表のため、24時間体制で業務を実施する体制（現業業務体制）を取っている。したがって庁舎が被災せず、負傷者も発生しないと想定した場合、災害発生直後の現業業務に従事するための最低限の要員は確保されている。

しかしながら、公共交通途絶が想定されることから、1週間程度は交代のための要員が参集できないことが想定される。そのため、現業業務職員の交代が円滑に行われるための方策、また、要員交代が困難と判断される場合、業務の他官署での代行について各部毎に検討する。

5 官邸対応

気象防災監、随行者、連絡要員（リエゾン）は緊急参集チーム要員として官邸に参集する。地震火山部は地震の情報等について、大気海洋部は被災地の気象概況について官邸に送付する。

6 指揮命令系統の確立

(1) 災害対策本部の設置

長官は災害発生後速やかに災害対策本部の設置を指示し、以降は指揮命令系統について災害対策本部に指揮を一元化する。

気象庁災害対策本部等要綱の規定に従い、長官と連絡が取れず、かつ、急を要する場合は次長が、次長とも連絡が取れない場合は、総務部長が、長官に代わって本部を設置し、指揮を執る。

(2) 本部の設置場所

本部は、本庁庁舎が使用可能な場合は本庁庁舎に、本庁庁舎が使用不能の場合は代替の場所に設置する。（本章第2節参照）

II 発災後1～3時間

1 要員の配置

災害対策本部、事務局及び各班（庁舎復旧班、支援救護班、報道支援班、部外対応班、帰宅困難者対応班）の要員は、付録「気象庁本庁非常災害対策要員名簿」により平時より定められている。参集した職員はあらかじめ定められた部署の業務に携わるものとする。災害対策本部等に属する職員以外は原則として所属する部課室の非常時優先業務の遂行に従事する。

ただし、職員の参集状況等により、災害対策本部からの指示で、他の部署の業務に携わることも想定する。

2 地震の名称

地震火山部は、「顕著な災害を起こした自然現象の名称について」（平成30年7月9日付気企第83号）に基づき、速やかに地震の名称を定める。名称は、震央地名＋地震、「都心南部直下地震」、「首都直下地震」のいずれかを用いることを基本とする。

3 報道、一般の方等への対応

（1）報道への対応

総務課広報室、報道支援班において地震発生後は報道機関を通じて国民に地震の概要、地震活動の状況、被災地の気象状況等を適切に提供する。また、被災状況と業務継続状況を把握し速やかに公表する。これらは、地震発生から1時間程度（夜間・休日：1時間半から遅くとも2時間程度）を目標に最初の報道発表ができるよう態勢を整える。

その後も、報道機関の取材に対応するとともに、最新の情報を提供するために報道発表できる態勢を維持する。

（2）一般の方等への対応

第1編通則編第4章「関係行政機関等に対する対応」第8節「一般の方等への対応」における規定に基づき対応する。

4 部外関係機関への連絡

（1）国土交通本省に対する連絡

付録「自然災害、重大事故・重大事件等に関する幹部連絡要領」に従い、国土交通省幹部（大臣、副大臣、大臣政務官、事務次官、技監、国土交通審議官、官房長）へ連絡するものとする。

（2）関係省庁への連絡

付録「自然災害、重大事故・重大事件等に関する幹部連絡要領」に準じて首相官邸（内閣情報集約センター）、内閣官房（事態対処・危機管理担当）、内閣府（防災担当）、消防庁等に連絡する。

- (3) 地震防災対策強化地域判定会、南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会、地震調査研究推進本部地震調査委員会、地震予知連絡会への連絡
第2編事例別対応編第1章「地震・津波災害対応マニュアル」第1節第1項5(3)に定める規定により地震防災対策強化地域判定会、南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会、地震調査研究推進本部地震調査委員会、地震予知連絡会への連絡を行うものとする。

Ⅲ 発災後24時間以内

1 職員の派遣

(1) 要員派遣

(大気海洋部)

必要に応じ、被災地の復旧活動に必要な気象情報の提供・解説のための要員を現地対策本部等に派遣する。

(地震火山部)

政府調査団が被災地に派遣される場合は、省令職以上の職員を派遣することを基本とするが、参集できない場合、調査団に合流できない場合には、地震火山部の課長補佐、調査官のいずれか派遣可能な者を派遣する。

(2) 機動観測等への派遣

(地震火山部)

第2編事例別対応編第1章「地震・津波災害対応マニュアル」第1節第1項6(2)に定める機動観測等への派遣により、要員を派遣する。

(大気海洋部)

津波観測施設の運用状況を確認し、必要に応じ、可搬型津波観測装置もしくは機動型津波観測装置の設置作業を開始する。

2 各種システムの復旧作業

(情報基盤部)

情報通信基盤課(データネットワーク管理室を含む)は、全国の情報通信システムや国内基盤通信網の被災状況を調査し、各システムのハードウェア修理・部品交換、回線障害個所の修復等に関する業者との調整を進める。また、データの流通状況を把握して可能な限り代替経路の確保に努めることとし、データの送受信先の追加・変更やこれに関する国内・国外機関との調整を行う。

情報政策課は、数値予報業務・情報通信業務・気象衛星観測業務の維持・

復旧のための部内、部外調整を行う。

(大気海洋部)

業務課は、予報業務、観測業務、地球環境・海洋業務の維持・復旧のための部内、部外調整を行う。また、観測船の状況の把握に努め、必要な措置を講じる。

各課室は、観測施設や情報システムの被災状況を調査し、復旧に関して必要な措置を講じる。

(地震火山部)

管理課は、地震津波及び火山業務の維持・復旧のための部内、部外の調整を行う。

各課室は、観測施設、テレメータ、通信回線及び情報システムの被災状況を調査し、復旧に関して必要な措置を講じるほか、北西太平洋等に対する津波情報や、航空路火山灰情報等に関する海外関連機関等との調整を行い、復旧に関して必要な措置を講じる。

3 要員の交代

発災時に勤務に就いていた交代勤務職員は交代させる。本庁へ参集した交代勤務職員が少数であり、交代勤務の維持が困難な場合には他の官署への業務の代行を行う。

4 管理事務

○経費、収入の予算、査定に関する業務

復旧に係る修理や緊急調達に要する経費に関する対応・集計、復旧経費の確認・取りまとめ、関係省庁との調整作業等を行っていく。

○物品及び役務等の調達に関する業務

発災1日目から、復旧に係る修理や緊急調達などを行う必要がある。

○会計事務システムの管理に関する業務

会計事務システム用サーバの被害状況の把握に努め、運用の確保を図る。

IV 発災後2～3日目以降

以下の業務についても、要員の参集及び庁内外の各種業務の復旧の状況を踏まえつつ、順次、再開していく。なお、想定被害を踏まえると各業務の再開は1週間後が目安となるが、業務の代行の長期化が見込まれる場合には、代行先に要員を派遣するなど、状況に応じた対処を検討する。

○物品及び役務等の調達に関する業務

8日目以降は、通常の契約業務についても再開していく。

○給与計算業務

人事課は、給与事務担当者の参集及び人事・給与関係業務情報システムの稼働状況を踏まえ、順次、業務を再開するとともに、会計事務担当者と連携し給与支給定日の支払に努める。

○給与等の支払いに関する業務

給与支給定日の10日前位から振込の準備作業が必要なため、発災時期によっては支払い遅延が生じる恐れがある。給与の支払い遅延は、社会的な影響につながることから、定日支給が可能となるよう努める。

第6項 執務環境の確保

1 庁舎・設備・備蓄

(総務課施設物品管理室)

本庁庁舎は、令和2年2月にPFI事業により建築され、一階床下に免震ピットを持つ中間階免震構造となっており、想定する震度6強の地震動でも人命の安全保障上問題となる庁舎に関する支障は生じないと考えられる。

(庁舎復旧班)

○火災

職員が火災を発見した場合は、直ちに中央管理室に通報し、初期消火に努め、火災の状況によっては避難する。中央管理室に常駐する警備員は、職員からの火災通報を受け、直ちに火災表示盤による火災発生の有無を確認し、消防署へ通報するとともに、庁舎内に避難放送を行って入庁規制・構内への車両規制を実施し、初期消火にあたる。

また、中央管理室の火災表示盤により警備員が火災を確認した場合は、火災現場の確認を行い消防署へ通報するとともに、庁舎内に避難放送を行って入庁規制・構内への車両規制を実施し、初期消火にあたる。

消火後は、庁舎内及び構内の見回りを実施し被災状況を確認して総務課に報告する。

○電力

庁舎の電源設備は、スポットネットワーク受電方式(3回線)となっているため供給信頼度が高く電力供給が停止する可能性が低いものと想定されるが、地震発生により停電となった場合は非常用発動発電機が自動起動

し、回路の自動切替により発電機送電となる。

発電機の供給できる電力は、庁舎の防災上必要な負荷（消防設備、防災設備等）、継続すべき優先業務を実施する上で必要な負荷（UPS電源系統）のほかに非常電源コンセント、OA電源コンセントの一部供給が可能である。

照明については、発電機による供給により一部の照明が点灯可能となっている。

発電機は燃料の補給なしで、7日間の連続運転が可能である。

○空調機能

ライフラインが復旧し、安全が確認されるまでの間、全館の冷房・暖房は運転しない。ただし、業務継続上空調が必要な室（サーバ室等）は、速やかに設備機器を点検し、運転を再開する。

○エレベーター機能

緊急地震速報（警報）、緊急地震速報（予報）により、事前に停止した場合、又はP波を感知し地震管制運転により停止した場合は、メンテナンス業者による機械室・昇降路等の点検及び地震管制の復旧作業終了後に運転を再開する。また、地震時は復旧に時間が要することも想定されるので、閉じ込めがあった場合は、閉じ込められた者に対して救出完了まで救出目途等の情報提供を行うよう努める。

○排水機能

下水道が被害を受けた場合、庁舎から排水することができない。また、排水管からの漏水による二次災害を防止するため、下水道及び排水管の健全性が確認されるまでは、トイレ、給湯室等の使用を禁止する。

○施設の復旧

被災した配管等の復旧作業を速やかに行うため、関連業者の手配及び作業内容の確認を行う。余震等による再被災の有無の確認を行う。復旧作業完了後は、被災時に危険と判断された個所を含め再度安全確認を行う。

完全復旧まで、以下の対応を行う。

ア 電気設備関係

1・2号非常用発電機運転状態の点検記録

給電される負荷設備の供給状況確認

非常用発電機の運転に必要な燃料の残量の確認

非常用発電機の運転に必要な燃料の調達（手配及び数量確保）

イ 給排水設備関係

トイレ、湯沸室の使用制限
漏水等の監視
庁内関係部署への節水の徹底

(庁舎復旧班、支援救護班)

○トイレ

「携帯トイレ運用マニュアル」に従い、発災後トイレの使用可否を確認し、必要に応じて携帯トイレを利用できるようにするなど、職員等の利用に供するよう努める。

2 情報・通信システム

(各部)

各部現業業務用の情報通信システムについては、第1節第5項I3により対応する。システムの障害により、的確な防災情報の提供に支障を来たした、又は来たすと予想される障害が発生した場合は、障害発生時の現状、原因、影響、対策、部外対応等の調整、検討を行い、災害対策本部等へ報告する。

(情報基盤部)

各部現業業務用の情報通信システムについては、第1節第5項I3により対応する。

行政情報端末については、国内基盤通信網、専用回線、インターネットにより、気象官署、国土交通省、その他機関と電子メールの交換等を行っている。

それぞれの通信回線の状況により通信可能な範囲が限定される。通信回線の障害時は、気象官署との間は衛星携帯電話、指定行政機関・指定公共機関等との間は中央防災無線により情報の疎通を図る。

また、庁舎内のサーバやケーブルの状況によっては、行政情報端末が一部又は全部利用できなくなる場合がある。情報通信基盤課データネットワーク管理室において障害部分を把握し、必要な復旧措置を講ずる。

(庁舎復旧班)

地震発生時は、第1編通則編第3章第3節「情報提供手段の確保」に規定する、災害時優先電話、衛星携帯電話、中央防災無線網を活用することにより情報伝達体制を確保する。

また、加入電話については、NTT芝局が被災して回線が不通になった場合には、NTT赤坂局の回線を使用する。構内電話設備については、庁舎停電時においても電話交換機用蓄電池及び非常用発動発電機より給電され使用可能となっている。

3 職員の安全確保

(負傷者救護等への対応)

負傷者が予想される場合は、支援救護班において5階休養室に救護所を設置し、救護担当職員を中心に可能な範囲で応急手当を行う。

また、これらのほか各部のオペレーションルーム、厚生管理室、健康相談室、庁舎管理室に救急医薬品を整備し、軽傷者が発生した場合は本人及び周囲に居合わせた者により手当を行う。

さらに、担架等を庁舎管理室に整備し、重傷者が発生した場合は周囲に居合わせた者により救急車等まで搬送する。

(庁舎からの避難行動)

地震によって庁舎が大きく被災し、避難が必要な場合は、気象庁防火対象物自衛消防隊（以下「自衛消防隊」という。）の避難誘導班員の指示に従って避難行動を行う。自衛消防隊の活動開始を待つ余裕がない緊急事態において、身の危険を感じた場合は、各課・官・室が独自の判断で避難行動を行う。

4 帰宅困難者への対応

(職員の帰宅困難者)

周辺の帰宅困難者の大量発生を考慮し、帰宅経路や公共交通機関の状況等を踏まえ、安全に帰宅できるようになるまで、むやみに移動せず庁舎内等に待機する。待機の間は、優先業務の実施を支援する。

(来訪者、外部の帰宅困難者)

外部の帰宅困難者に対しては、帰宅困難者対応班が付録「帰宅困難者受入対応マニュアル」に従い対応する。

第2節 本庁庁舎での業務遂行不能時の業務継続計画

1 各部、代行官署の調整・連絡等にかかる事項

第1節第5項I2に示す手続きにより、本庁庁舎で業務が遂行不可能なことが判明した場合、気象庁の災害対策本部機能を代替する庁舎に移行するとともに、予報業務、観測業務、地震火山業務等を関係する官署において代行する。この場合、災害対策本部は本庁庁舎の被災状況及び各業務の実施状況を把握し、大阪管区气象台に連絡を行う。また、並行して本庁庁舎の復旧作業を進める。気象庁災害対策本部機能が代替拠点に移転するまでの間、大阪管区气象台は本庁の状況や各業務の実施状況を把握し、全国の気象官署に情報を共有しながら業務を進める。

2 本部の代替拠点への移転

移転の手順と考慮すべき事項等については、以下（１）～（４）のほか、詳細は付録「気象庁災害対策本部の代替庁舎への移転マニュアル」に従う。

（１）本庁庁舎の使用の可否の判断

- ・ 発災時に本庁で勤務中の職員は、庁舎使用に支障があることを覚知した場合は庁舎管理室に連絡する。
- ・ 庁舎管理室は、職員から庁舎使用に支障がある旨の報告があった場合、庁舎復旧班長（又は庁舎管理第一係長）に報告する。
- ・ 庁舎復旧班長（又は庁舎管理第一係長）は、PFI事業者から庁舎内外を巡回して点検した結果の報告を受ける。
- ・ 庁舎復旧班は、PFI事業者から伝達された内容や把握した各種設備の状況、および庁舎・各設備の利用見通しについて、適時災害対策本部に報告する。
- ・ 気象庁災害対策本部事務局（事務局長と総括班）は、庁舎復旧班の報告により庁舎・施設の損傷状況を把握する。庁舎復旧班の見解を踏まえて、事務局長は、本庁庁舎使用の可否、本庁庁舎での本部設置・運営の可否を判断する。

本庁庁舎が使用不能と判断した場合、または虎ノ門庁舎地震被災度判定システムにおいて「危険」と判定された場合は、気象庁災害対策本部事務局（総括班）は、速やかに職員を庁舎から退避させる。

- ・ 気象庁災害対策本部事務局（事務局長と総括班）は政府災害対策本部、本省災害対策本部の移転の有無、代替庁舎の状況を踏まえ、政府災害対策本部が立川広域防災基地に移転する場合、または本庁庁舎での本部設置・運営が不可能と判断した場合には、（２）の候補などから移転先を検討し、本部長の判断を仰いで本部機能の移転を決定する。
- ・ 本部機能を代替拠点に移転することが決定した場合、気象庁災害対策本部事務局（総括班）は、速やかに移転先にその旨の連絡を行う。

（２）本部機能の代替拠点

本部機能の代替拠点については、関係機関等との連携の用から、霞ヶ関周辺（中央合同庁舎第3号館11階特別会議室）を第一候補とし、また、政府の緊急災害対策本部が立川広域防災基地に設置された場合などに備え、清瀬庁舎を第二候補とする。

代替拠点に本部を設置する旨、メール等により職員に周知するとともに、管区・沖縄気象台の災害対策本部及び気象衛星センターデータ処理課に連絡する。なお、本部機能の代替拠点への移動は、初動対応に支障がないよう、時機を見て行う。

(3) 職員の参集

原則として、本部要員は代替拠点に、本庁庁舎の復旧作業等を行う要員は本庁庁舎に参集する。その他の参集可能な職員は、いずれかに参集し指示に従う。

(4) 連絡系統の確立

本部を代替の庁舎に設置した際には、政府災害対策本部、官邸危機管理センター、本省災害対策本部、本部事務局、本庁庁舎の復旧担当者との連絡系統を確立する。

(5) 本庁庁舎の復旧

第1編第5章第6節第3項「復旧作業」のとおり。

3 各業務の代行

代行の基準、手続き等については本項による他、各業務の個別具体的な判断基準、手続きは各部の個別の規定によるものとする。また、虎ノ門庁舎地震被災度判定システムにおいて「危険」と判定された場合は、庁舎から速やかに避難する必要があるため、当該判定をもって本庁業務代行官署は業務代行を開始するものとする。

代行が長期化した場合は、業務代行官署への職員派遣も含めて、状況に応じて対処する。

本要領及び各業務に係る個別の規定に基づき代行が行われる業務、代行官署を表-6にまとめる

(大気海洋部関連)

ア 予報業務(週間天気予報を除く)

気象監視・警報センター及び航空予報室は、ネットワーク障害等により業務の継続が困難と判断した場合は、代行判断責任者の指示により(連絡が取れない場合は事後報告も可とする)、次の通り対応する。

- 全国予報中枢業務及び全般海上予報中枢業務については、清瀬庁舎において業務継続を図ることとし、気象監視・警報センター所長(又はその代行者)は要員の清瀬庁舎への参集を手配する。清瀬庁舎における業務継続の準備が整うまでの間、大阪管区气象台に代行を指示する。なおその際、大阪管区气象台における代行は、全国予報中枢業務及び全般海上予報中枢業務のうち全般海上予報警報及び台風解析・予報業務以外は省略する。

また、緊急参集チームへの情報提供については大阪管区气象台に代行を指示する。

- 地方海上予報業務については、清瀬庁舎において業務継続を図ること

とし、気象監視・警報センター所長（又はその代行者）は要員の清瀬庁舎への参集を手配する。清瀬庁舎における業務継続の準備が整うまでの間、大阪管区气象台に代行を指示する。なおその際、大阪管区气象台における代行は、地方海上予報業務のうち地方海上警報以外は省略する。

- 地方予報中枢業務、府県予報区担当官署業務については、清瀬庁舎において業務継続を図ることとし、気象監視・警報センター所長（又はその代行者）は要員の清瀬庁舎への参集を手配する。清瀬庁舎における業務継続の準備が整うまでの間、仙台管区气象台（仙台管区气象台での実施が困難な場合は、実施可能な他の官署）に代行を指示する。
- 全国航空予報中枢業務については、清瀬庁舎において業務継続を図ることとし、予報課航空予報室長（又はその代行者）は要員の清瀬庁舎への参集を手配する。清瀬庁舎における業務継続の準備が整うまでの間、航空交通気象センターに代行を指示する。なおその際、航空交通気象センターにおける代行は、全国航空予報中枢業務のうち航空気象官署との連絡調整に関する業務及び空域予報業務のうち空域気象情報に関する業務以外は省略する。

代行判断責任者は全国予報中枢業務、全般海上予報中枢業務、地方予報中枢業務及び府県予報区担当官署業務にあつては気象監視・警報センター所長並びに全国航空予報中枢業務にあつては予報課航空予報室長とし、それぞれ代行者を決めておく。

イ 週間天気予報業務

気候情報課は、ネットワーク障害等により業務の継続が困難と判断した場合は、代行判断責任者の指示により（連絡が取れない場合は事後報告も可とする）、次の通り対応する。

- 清瀬庁舎において業務継続を図ることとし、気候情報課長（又はその代行者）は要員の清瀬庁舎への参集を手配する。
- 府県予報区担当官署業務については、清瀬庁舎における業務継続の準備が整うまでの間、大阪管区气象台にて代行するよう、気象監視・警報センター所長を通じて指示する。

代行判断責任者は気候情報課長とし、代行者を決めておく。

ウ 観測業務

○観測システムの運用監視業務

付録「観測システムの運用監視業務の継続に関する業務実施要領」により、観測システムの運用監視業務を継続する。

○竜巻注意情報、記録的短時間大雨情報の発表

付録「非常障害時における竜巻注意情報及び記録的短時間大雨情報の発

表業務について」により情報の発表業務を継続する。

○航空気象観測業務

付録「航空気象観測通報の代行要領」により観測通報業務を継続する。

エ 地球環境・海洋業務

環境・海洋気象課は、潮位データ総合処理装置の運用状況を把握し、運用継続担当者が、バックアップシステムへの運用切り替えを必要と判断した場合は、情報基盤部に対して運用の切り替えを依頼する。また、大阪管区気象台にシステム運用に係わる代行を依頼する。

なお、大阪管区気象台は、気象庁本庁が被災し本庁との連絡が途絶した状況において、自立的にシステム運用の代行を開始するものとする。

(地震火山部関連)

○津波警報等、地震津波情報の発表

付録「地震津波業務継続等に係る業務実施要領」により、大阪管区気象台において地震津波業務を継続する。

○東海地震に関連する情報、南海トラフ地震に関連する情報の発表に係る体制

付録「地震津波業務継続等に係る業務実施要領」により、大阪管区気象台の協力により南海トラフ沿いの地殻変動の監視を実施する。

気象庁本庁の地震活動等総合監視システム（EPOS）から東海地震に関連する情報、南海トラフ地震に関連する情報の発表が困難になったときは、以下の優先順位に従い代替手段で発信する。(1)大阪 EPOS へのリモートログインによる発信。(2)大阪管区気象台による代行発信。(3)本庁地震現業または地震火山部事務室のアデス端末による発信。

また、気象庁本庁での地震防災対策強化地域判定会、南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会の開催が困難であると判断した場合、開催が可能な代替場所を確保する。

○噴火警報（居住地域）、噴火警報（火口周辺）等の発表

噴火警報等の発表については、付録「火山業務継続に係る業務実施要領」により実施する。

気象庁本庁において、火山の監視、噴火警報等の発表が困難になったと本庁が判断した場合、又は連絡が途絶した状況下で代行官署である仙台管区気象台（降灰予報については福岡管区気象台）が代行開始を判断した場合に業務を代行する。

○航空路火山灰情報等の発表

航空路火山灰情報等の発表については、付録「航空路火山灰情報等業務継続等に係る業務実施要領」により実施する。

気象庁本庁において業務遂行が困難の場合、気象庁本庁又は本庁の代行官署から豪州気象局ダーウィン航空路火山灰情報センター（ダーウィンVAAC）へ業務代行の依頼を行う。なお、本庁での業務再開に時間を要すると見込まれる場合には、清瀬庁舎での業務継続を図り、準備ができ次第ダーウィンVAACでの代行業務を終了する。

（記者会見対応）

気象庁本庁で記者会見の実施が不能な場合においても、国民への説明の機会を確保するため、首都直下地震、国内最大震度5強以上のゆれを観測した地震、あるいは津波警報等を発表する地震に関する記者会見及び報道発表資料の作成については、大阪管区气象台が行う。

記者会見時刻は、地震発生から概ね1時間半後（夜間・休日：2時間半後）とし、会見対応者は大阪管区气象台地震情報官又は地震火山課担当官とする。

また、国内最大震度5弱の地震が発生した場合（津波警報等を発表しない場合に限る。）は、報道発表（投げ込み）を行い、記者からの要請を踏まえ、必要に応じ記者会見を行う。

なお、記者会見の実施に際し、総務課広報室と連絡が取れない場合には大阪管区气象台が判断して実施する。

表－6 代行を行う業務、代行官署

本庁業務の代行

虎ノ門庁舎が被災した場合

部署	代行を依頼する業務	代行官署	
総務部 広報室	記者会見	大阪管区气象台	
大気海洋部 観測整備計画課、航空予報室	観測現業(レーダー、地上アメダス、高層、航空)	大阪管区气象台 → 準備が整い次第、清瀬庁舎で本庁職員が実施	
	※観測整備計画課：レーダー、地上アメダス、高層 航空予報室：航空		
気象監視・警報センター	シビアストーム監視業務	大阪管区气象台 → 準備が整い次第、清瀬庁舎で本庁職員が実施	
気象監視・警報センター	全国予報中核業務	大阪管区气象台で台風解析・予報業務のみ実施 → 準備が整い次第、清瀬庁舎で本庁職員が実施	
気象監視・警報センター	地方予報中核業務、府県予報区担当官署業務	仙台管区气象台 → 準備が整い次第、清瀬庁舎で本庁職員が実施	
気象監視・警報センター	全般海上予報中核業務、地方海上予報業務	大阪管区气象台で全般海上予報業務、地方海上警報のみ実施 → 準備が整い次第、清瀬庁舎で本庁職員が実施	
航空予報室	全国航空予報中核業務	ATMetC → 準備が整い次第、清瀬庁舎で本庁職員が実施	
気候情報課	全国の府県週間天気予報業務	大阪管区气象台(自動作成・発信) → 準備が整い次第、清瀬庁舎で本庁職員が実施	
地震火山部 環境・海洋気象課	潮位・波浪観測業務	大阪管区气象台 → 準備が整い次第、清瀬庁舎で本庁職員が実施	
	地震・津波監視・予報等業務	大阪管区气象台	
	地震津波監視課	地震精密解析等業務	大阪管区气象台
	地震津波監視課	東海地域の地殻観測への協力依頼	大阪管区气象台(本庁職員を派遣)
	火山監視課	火山監視・警報等業務	仙台管区气象台
	火山監視課	航空路火山灰情報等業務	ダーウィンVAACにバックアップを依頼(本庁 or 仙台管区) → 準備が整い次第、清瀬庁舎で本庁職員が実施
	火山監視課	降灰予報業務	福岡管区气象台
地震火山技術・調査課	南海トラフ地震に関連する情報発表	大阪管区气象台	

清瀬庁舎が被災した場合

※政府及び本省において、都心部と移転先(立川広域防災基地:政府、小平の国土交通大学校:本省)は同時被災する想定とされていない(清瀬庁舎は、都心部からの距離が国土交通大学校と同程度であり、虎ノ門庁舎と清瀬庁舎の同時被災も想定していない)

部署	代行を依頼する業務	代行官署
情報基盤部 システム運用室	アデス等の業務システム、国内基盤通信網等の業務用回線の監視	大阪管区气象台
数値予報課	数値予報プロダクトの作成	大阪管区气象台のBCPサーバでNCEPのGPVデータを利用した数値予報プロダクトの作成
気象衛星センター (※情報基盤部とりのため)	ひまわり画像データの作成 (プロダクト作成は清瀬スパソコンでのみ実施)	大阪管区气象台

第3節 事前準備

1 執行体制

(要員の確保)

各課室において、参集可能要員・人数を定期的に調査し、把握しておく。調査は内閣府が定める方法により行い、被災等による参集不可能者の発生を見込んだ上で時間毎に把握する。人事異動で要員参集に時間を要するようになり、復旧目標時間までに対応することが困難となるおそれのある非常時優先業務については、防災担当職員用宿舎在住職員等により臨時的に対応する方法等を検討する。

(緊急通行車両の事前届出)

災害応急対策等を実施するために、緊急交通路の円滑な通行ができるよう、必要な車両について、平時に緊急通行車両確認標章の交付を受けておく。

(本部機能代替拠点での執務環境確保)

本部機能の代替拠点(第一候補：中央合同庁舎第3号館11階特別会議室、第二候補：清瀬庁舎)で情報収集や連絡調整等の業務を行えるよう、必要な

機器等を準備・維持する。

2 庁舎・設備・備蓄

(庁舎・設備等の対策に関する事項) …… (庁舎復旧班)

非常用発電機で供給可能な電気設備(コンセント)や空調設備を周知する。

非常用電源については、非常時優先業務及び管理事務を1週間継続できるよう、非常用発電機、電力供給設備等に必要な対策を検討するとともに、非常用発電機の燃料を必要量常時確保しておく。また、より長期間の停電が発生するなどの緊急時においても燃料が円滑に調達できるよう、関係事業者等との契約などの対応を行う。

発災時チェックシート及び運用マニュアル等を活用し災害時に速やかに被災状況の把握及び緊急対応が出来るよう準備する。

また、災害時に速やかに行動ができるよう、非常用発電機等の定期点検を利用した発電機切替・電源供給訓練や、緊急地震対応訓練等を行う。

(食糧、飲料水、救護物資等の平時の備蓄に関する事項) …… (支援救護班)

消費期限、使用期限に留意しつつ、必要量の非常食糧、飲料水、医薬品等を確保する。その際は、帰宅困難者等を加味した確保について検討する。

各職員に対して、地震発生を想定し、帰宅に必要な靴(スニーカー)や非常食糧、飲料水等について、職員各自で用意を行うことを推奨する。また、必要に応じて救急訓練を行う。

○非常食糧

備蓄量は、首都直下地震発生時に非常時優先業務等を実施するに足りる量として、参集要員の1週間分及び参集要員以外の職員の3日間分に、外部の帰宅困難者用(※)として上記の10%程度の人数の3日分を加えた1.6万食(一人が1日間に必要な量:3食)を備蓄する。

被災状況の長期化により、非常食糧の不足が見込まれる場合には、他官署からの備蓄食糧の搬入等についても検討する。

○飲料水

非常食糧と同様に、1.6万ℓ(一人が1日間に必要な量:3ℓ)の水を、地下2階及び屋上貯水槽からの供給により確保する。なお、現在貯水槽には平常時約3.7万ℓの水が確保されているが、貯水槽が損傷することも考慮し、ペットボトル等による備蓄についても1.1万ℓ確保する。

○トイレ

非常食糧と同様に、簡易トイレを2.7万回分(一人が1日間に必要な量:

5回分) 備蓄する。

○宿泊

非常時優先業務を実施する職員が庁舎内に宿泊するための宿泊用具（簡易ベッド、布団等）を準備し、所要人数に応じて払い出す。また、庁舎内に宿泊することが困難な場合は近隣の宿泊施設を確保する。

なお、毛布については、職員及び外部帰宅困難者用として、1,250枚を準備する。

○その他

ボール、ジャッキ、担架、ヘルメット等の救助用資機材を備蓄する

(※) 首都直下地震帰宅困難者等対策協議会最終報告（平成24年9月）において、国が所有・管理する施設について、市区町村又は都県からの要請を受け、又は自主的に一時滞在施設として帰宅困難者等を受け入れること、また、帰宅困難者のために、例えば10%程度の量を余分に備蓄することも検討していくこととされている。

(什器転倒対策に関する事項)

各課室においては、地震時における負傷者防止対策等のため、書棚、ロッカー等の什器転倒防止策を講じ、定期的にその状況を確認する。総務課においては、年1回の防災管理点検時に耐震固定点検を実施する。

(庁舎内の消防設備に平時の点検等に関する事項) …… (総務課)

総務課においてPFI事業により消防法で定める年2回の消防設備の定期点検を実施する。

3 情報・通信システム

(システム班)

システム班は、本編第11章「気象庁本庁における情報システム運用継続計画」に基づき、平時から、過去のシステム異常時の経験を踏まえた障害対応の分析、検討を行い、必要に応じて対策の見直しを行う。その際、システム本体の耐震性が十分に確保されていても、稼動に必要な電力等のインフラの断絶や周辺の什器等の転倒など外的要因も考慮した検討を行う必要がある。また、代行官署との通信インフラの充実・強化に努める。

4 観測施設

(各部)

各部署は、担当する観測施設について、耐震性を確保しておくとともに、電源、回線等の耐障害性を高め、観測の継続の確保に努める。また、可能な限り、予備測器や機動観測機器を準備し、現地への設置手段等についてもあらかじめ検討しておくなど、障害時に迅速に設置できるようにしておく。さらに、必要に応じて、関係機関のデータ活用についてあらかじめ協定等を結んでおく。

5 事前対策の実施計画

本部事務局は、気象庁本庁業務継続計画上の課題について事前対策の実施計画を策定し、計画的に対策を講じていく。

第4節 教育、訓練及び計画の見直し

第1編通則編第6章第4節「気象庁本庁防災訓練」に基づき、徒歩参集訓練、業務代行訓練等業務継続の観点から必要と考えられる訓練を実施する。衛星携帯電話を用いた情報伝達訓練など比較的簡易な訓練については、各課官室において定期的に実施する。

また、平時からの各職員の認識、習熟等が重要であるので、各種のセミナー、講演会等により業務継続について教育を実施する。

実際の災害対応時における問題点の顕在化、訓練による課題の洗い出し、その他平時の業務における業務継続計画の内容の不断の見直しを実施し、計画を更新する。

気象庁本庁における教育・訓練計画

教育・訓練の種類	内容	時期	対象
気象庁災害対策本部関係者異動時の引継ぎ	・本部員、事務局各班員等の本部要員が移動する際、後任者は前任者等から担当本部業務等について必要な引継ぎを受ける。	異動時	本部要員
訓練実施時の関係計画・マニュアル等の再周知	・各種訓練時、関係計画・マニュアル等を訓練参加者に再周知し、各自で内容の把握・再確認を行う。	訓練実施時	全職員
国内での地震等による災害発生時による災対本部立ち上げ時のOJT	・本部運営など、首都直下地震によるBCP計画と共通の作業・運営について、他の災害で実経験を積む。	発災時	本部要員
緊急地震速報対応訓練	・緊急地震速報を館内放送し、在館者の対応行動、エレベーターなどの施設確認等を訓練	年1回以上	全職員 来訪者
安否確認訓練	・安否確認システムを使用した安否報告、報告集約、本部への報告等	年1回以上	全職員
非常災害対策要員参集訓練	・首都直下地震発生を想定した、徒歩等による参集訓練	年1回以上	参集要員
気象庁災害対策本部設置・運営訓練	・本部設置、本部会議開催等を模擬的に実施 ・数年に1度程度、代替庁舎利用訓練を平行して実施	年1回以上	本部員、 総括班
気象庁災害対策本部事務局各班訓練	・実施計画に定められた各班業務に関連した訓練を実施	年1回	庁舎復旧班 支援救護班 報道支援班 部外対応班 帰宅困難者対応班
現業業務代行訓練、システム切り替え訓練	・代行官署への現業業務移行訓練 ・業務系システムのバックアップシステムへの切替訓練	原則年1回以上	各部現業 代行官署
政府・国土交通省等訓練への参加	・政府、国土交通省が行う訓練に参加し、要員派遣、情報伝達・提供など連携訓練を実施	訓練実施時	関係職員